

月例総会議事録

1 招集日時 令和3年9月16日(木)

2 開会日時及び場所

令和3年9月16日(木) 午後1時45分

防府市役所1号館3階 南北会議室

3 閉会日時 令和3年9月16日(木) 午後3時40分

4 委員氏名

(1)出席者(16名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (4番)山縣 洋 (6番)倉重 俊則

(7番)小山 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正

(11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久

(15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(2名)

(3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 國本 勝也

” 事務局長補佐 山口 佐貴子

” 農地振興係長 矢石 芙葉

” 書 記 富永 大志郎

” 書 記 高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第49号 非農地判断について

報告第54号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第55号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第56号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第57号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第58号 畑地造成届出について

報告第59号 時効取得の届出について

報告第60号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

1 番 池田 静枝委員

18番 横木 勉委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ただいまから令和3年9月の月例総会を開催いたします。

本日は、3番、中山委員、5番、木原委員が欠席でございます。13番、熊安委員は遅れてくるというふうに御連絡をいただいております。

現在、過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。秋作業も本格的な中、また、台風14号も接近してきて何かとお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。なるべくスムーズに議案審議を進めて、なるべく早く終わりたいというふうに思っておりますので、皆さん、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員さんは、18番の横木委員さん、1番の池田委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

それでは、早速議案審議に入りたいと思います。

議案第45号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第45号農地法第3条の規定による許可申請についてです。5件あり、目的については、所有権の移転が5件となります。譲渡理由については、貸付地譲渡が1件、耕作困難が4件で、譲受理由は、借入地譲り受けが1件、耕作規模拡大が4件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第45号の1は、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請で

す。

現地の確認と譲受人、譲渡人の聞き取りを9月12日に行いましたので、その内容について御報告いたします。

現地は、資料1ページの地図にあるとおり、——から北のほうに300m程度行った牟礼中西地区にあります。

譲受人の——は、該当の土地をもう20年以上耕作をされています。家の真ん前にあるので、——が耕作をされています。

譲渡人の——は、高齢になり、自宅からも離れていることもあり、長年預けている——に引き取ってもらえないかという話をしたところ、もらいましょうということで今回話がまとまったということです。

——は自宅の3mの道路を挟んですぐ前ですので、徒歩1分ぐらいのところに農地ですから、——としても大変便利な土地だということで譲ってもらおうと思われたようです。

この農地以外にも30a程度、近所の田んぼを耕していっています。

農機具については、営業計画書のとおり購入をされています。

それでは、第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明ですが、第1号の全部効率要件については、全てを効率的にできると思われま。

それから、第2号は該当していません。

第4号については、必要な日数について農作業に従事することが見込まれます。今、作っていらっしやいますので、これはそのままということです。

それから、5号の下限面積については、満たしております。

それから、6号、転貸禁止要件ですが、自ら耕作をされていますので該当しません。

7号の地域調和要件ですが、特に支障は生じないものと考えています。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第45号の2は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地の確認と譲渡人への聞き取りを9月12日に行いました。それから、譲受人については9月14日に行いました。

現地は、資料2ページの地図にあるとおり、――のすぐ南側にある――にあります。

譲受人の――は、――が抜けています。――です。農業を現在営んでいらっしゃいます。こちらへ農地を取得しようとしたというのが、――が――に住んでいらっしゃって、毎週帰って、今時点、家庭菜園等を手伝って野菜を作っているそうです。今回、――が農地を譲りたいと、相手を探していらっしゃったんで、ここを譲り受けることにしたということです。

営農計画書では柑橘となっていますが、野菜も作りたいということで、この方、大分高齢なのですが、――と――と一緒に作業をしていくということで、作業をしながら技術も教えたいと考えていますということです。

――については、90歳を超えていらっしゃいまして、農作業は――がされていたんですが、最近、体を壊して農業を縮小するというので、今後、20a程度は作付けをするということです、それ以外については全て手放したということです。

ここは市街化区域なので、あとのほうの報告で出てきますが、周りの土地は太陽光発電の用地として譲られることになっています。ちょっとページが今、はっきりしませんが、そのすみっこのほうを農地として取得をするということです。

それでは、第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項ですが、全部効率要件については、農地を全てを効率的に利用できると思われます。

それから、第2号については該当しておりません。

それから、第4号については、農作業に従事することが見込まれると判断をしました。

それから、下限面積ですが、徳地のほうへ6反ぐらい持っていらっしゃいます。満たしています。

6号、転貸要件ですが、自ら耕作をされるということですので該当しません。

それから、7号については、特に支障は生じないと考えております。

それから、農機具を言い忘れましたが、営農計画書どおり購入をされています。それと、営農計画書に畑地というふうに書いてありますんで、畑地転換をされる場合は手続きが要りますということで、事務局のほうへよく相談をしてくださいということでお話をしておきます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しますので、皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案第45号の3について説明いたします。

資料は5ページからになります。

現在、付近一帯は水稻が植えられております。本件は、——が材料置場として持っておられる、もう今は転用済みですけども、その土地の道路を挟んだ反対側の物件でございます。

一応、9月12日に現地調査と関係者との面談を行いました。

譲受人の——は認定農業者で、ここで14町という耕作面積を書いております。

この土地の取得に当たっては、去年の9月に448mの畑ですけども、この畑の東側が川になっていまして、その川を挟んで2枚の田んぼを去年の9月に——がお買いになった田んぼがあるところの一角でございます。この田んぼの進入路がちょっと狭いということで欲しがっておられたところでございます。一部を今の進入路で使われて、残りはカボチャを植えるということでございます。これは去年も一部ございましたけども、——、ちゃんとカボチャを植えておられますんで、今度もそのような使い方をされるんかというふうに思います。

——は、先ほど申し上げた——であります。今は——が——の——をしておりますけども、その人に管理を譲ったということでございますが、本件は数年、遊休地として緑判定をせんにゃいけんような畑でございます。たまたま今回、別のところで——のほうから話がありまして、——が持っておられる畑を何とかしてくれんかという話がありました。そういう話をしましたところ、——では、——の方に貸しておると、だから又貸しはできんというようなことで一旦断られた事案でございます。たまたま8月に推進委員さんの澄川さんと一緒にパトロールをしまして、どうもこれは緑判定せんにゃいけんのじゃないかと。ここ一、二年は使っていないんです。——の話では、——の方が、——で、勤めもあるし、ここに入れていませんけど、約1反近くありますんで、とても畑で使えるような状況でない。加えて、草刈りをするということをおっしゃっていましたが、とても普通の草刈り機では、もう刈れるような状態でないわけです。そういったことを——に話をしましたところ、分かったということで、——の方と話をされて貸付けの解除をされた上で、今回、公社を通して貸すというような話が済んだわけですけども、この話と並行して、本件の話が——から——に出まして、そして、——もこれは渡りに船で、どうぞ買ってくれと、こういうようなことで進んでいった事案でございます。

農地法の関係につきましては、1号の効率要件については、——ですから、ここへ書いてありますが、トラクター5台、乗用田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすき等々、随分持っておられ

ますんで全く問題はないと思います。

それから、2号、3号も該当はありません。

常時従事要件についても、常時、——が1人パートでおられるようですけども、あとはハローワークを通して雇ったり、あるいは、忙しいときは————が手伝うというようなことをおっしゃっていますから、問題ないと思います。

下限面積は、14町ということで、満たしております。

6号も問題はありません。

7号についても、随分作っておられまして、特に問題はないかと思います。

以上、農地法の問題からいけば、特に問題はないと思いますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○**藤井会長** それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○**11番** 6ページの営農契約書で、農地等に係る権利の一番上、取得の目的及び経営の方針のところに、農機具の保有状況が一番上に書いてあります。ちょっとこれ、やっぱり事務局のほうで見てもらうちゅうか、農機具の保有状況欄ちゅうのは上から5番目のところにあるんです。これを一番上にトラクターがある。これは問題はないんですか。欄がちょっと違うような。

○**事務局** 事務局から説明します。

確かに御指摘のとおり、農機具の保有状況の場所にまとめて書くべきでした。

それと、——の意図としては、これだけ持たれちよるという、経営も安定しているということちょつと伝えたかったようですけども、保有状況は農機具の保有状況のところに書くべきだと思いますので、以後、気をつけます。

○**藤井会長** 今後、徹底してください。よろしいですか。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○**11番** 第11番、農業委員の池田です。議案第45号の4は、所有権移転の申請です。

現地は、お手元資料の7ページのとおりに、県道の防府徳地線を徳地方面にのぼっていきますと、途中で牟礼小野線という農免道がありますが、そこを右折して50m程度行ったところのすぐ左手にございます。

現地確認及び譲受人への聞き取りを9月14日、譲渡人への聞き取りを9月15日に行いましたので、その結果を報告します。

譲渡人は、これまで当該土地は——に耕作してもらっておられましたが、その方も高齢になり、耕作できないとのことで、譲渡することにしたとのことです。

譲受人の——は、自分の所有する農地に隣接しており、譲り受けることにしたということです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率要件については、お手元資料の8ページの農機具を保有しておられます。確認いたしました。耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、該当しないと判断します。

第2号の農地所有適格法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、現在も——と一緒に大規模な農地を耕作中で、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作をされるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、周辺の水田に悪影響はなく、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断します。

皆様の御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。議案第45号の5は、農地法第3条の規定による所有権の移転です。

現地確認、ヒアリング等を9月9日、12日に行いましたので、御報告します。

資料の9ページ、10ページを御覧ください。

現地は佐波川左岸で、山陽本線より約430mほど下ったところ、その南に約100mのところ、黄金通の西で、佐波川南400mのところ、それぞれ今回の申請地があります。

譲受人は——で、譲渡人が——と——です。——と——は——であります。——は、——のほうに住まれていらっしゃるのので耕作は困難ですとのことです。ま

た、——は、——、一時、——が耕作等をされてはいましたが、耕作困難ということです。

一方、——は、現状で農業をやられていますが、積極的に水稻、野菜を作られています。また、これは余談ですが、ヨシの茂る耕地を開拓され、今年春、ジャガイモを栽培されていました。

以上のことにより、取得後、全ての農地を利用すること、機械、労働力、利益、通作距離などから見て、問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えているために、許可要件を全て満たしております。

皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、議案第46号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書3ページ、資料の11ページからです。

議案第46号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は7件で、1件は取下げとなっております。

転用目的は、農業用倉庫が1件、太陽光発電設備設置が5件です。

受付番号1は、農業用倉庫です。資料は11ページになります。

農地区分は、集団農地面積140haの農地で、第1種農地と判断します。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は、17ページになります。

農地区分は、集団農地面積102.1haの農地で、第2種農地です。

受付番号3の太陽光発電設備です。資料は23ページです。

農地区分は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4の太陽光発電設備です。資料は29ページです。

農地区分は、集団農地面積2.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5の太陽光発電設備です。資料は35ページになります。

農地区分は、集団農地面積8.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号6の太陽光発電設備です。資料は41ページになります。

農地区分は、集団農地面積8.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。議案第46号の1は、先ほど議案第45号の5で行いました—————に建設されている農業倉庫の所有権の移転の申請です。

現地確認及びヒアリングを9月9日に事務局2名と木原小委員長と行いました。そして、そのあと9月12日に電話にて行いましたので、その結果を報告します。

資料の11、12ページより御覧ください。

現地は佐波川の左岸側で、土手沿いを山陽本線より約430mぐらい下るところにあります。

譲渡人の—————の相続した農業倉庫を、譲受人の—————の所有権の移転です。現農業倉庫は平成の初期に建設されましたが、農地転用がされていませんでした。資料11ページにあるように、農地区分は第1種農地で、第1種農地は原則転用することが許可されませんが、例外規定であります農地法施行規則第35条第5号の既存施設の拡張にかかわる区分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものに限るに該当するため、許可基準を満たしています。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

私のほうから1つ。既存施設が無断転用ということだったんですけれども、15ページのどの部分が無断転用だったんですか。斜線の。

○事務局 15ページの転用地—————と書かれてあるところ、あと、数字が—————の地番が書かれてある四角の部分が違反転用であったと。これが、もともと農用地区域だったんですけど、農用地区域の除外は平成6年ぐらいにもう済んでいたと。あとは農地転用をすればよかったんですけど、農地転用は忘れていたんだと思われますので、今回、農地転用で改めて、もう除外は済んでいるところになります。

○藤井会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 46号の2、説明させていただきます。

本案件は、上右田新町の山手側にある農地を、——所有の農地を——
が取得し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

この案件が出たあと、地元の土地改良区とかの同意とかの書類も普通出されるんですけど、これが、隣の所有者の方が猛反対されていてそれがまだ出ていないということで、それを踏まえた上で御審議いただきたいんですけど、参考資料の19ページを御覧いただくと、農地自体は緑で囲ってあるんですけど、その北側にある——という方がいらっしゃるんですけど、この方が——さんとか、——とかをされている方で、営農に支障が出るんだということをおっしゃるんですけど、私もどう支障が出るんかわからないですけど、——までされた方がそうやって支障が出ると言われているから、よっぽどの支障があるんだろうと思っております。なので、ちょっと今日は、もしよかったら来月に回すようにして、来月まで待ってもう1回審議してもらえたらいいんじゃないかと思っております。

ただ、この——だけじゃなくて、——とかも、やっぱりこれがこういうふうにどんどん無秩序にできていくのは本当に問題だということは、日頃は——とかといろいろ意見が異なる部分はあるんですけど、今回に至っては、やっぱり地元の声をしっかり聞いてやってもらうべきというスタンスで言っておられたんで、私も最低限周りの方が合意してくださるというのは当たり前じゃないかと思しますので、それを踏まえて皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今、石田委員さんが言われましたように、22ページの改良区の下承がないんですけれども、これについて、事務局、状況を説明してください。

○事務局 事務局から説明いたします。

まず、許可を出すに当たって、土地改良区の区域内にある転用に関しては、土地改良区の農地転用に係る意見書という書類を出していただかなければなりません。今回、その土地改良区の意見を申請者は求めています、出ていない状況ですので、この状態で許可はできる状態ではないので許可はできない状態です。

ただし、土地改良区の意見書に関してなんですけれど、このまま意見書がなければずっと許可は出ないのかという話になるんですけれども、それはまた決まりがございまして、ただし、意見を求めた日から30日を経過しても回答を得られない場合は、その事柄を記載した書面を添付するというような形になりますので、この月の最初に意見を行政書士のほうが求めておりまして、それに対して出せないという状況になっておりますので、来月、それから起算して30日たってから何で出せないのかというやりとりを申請者のほうから署名を出してもらって、再度、改めて来月の月例総

会で農業委員会が意見書なしでやるのか、やらないのかを判断すると、そういったことになるのかとは思いますが。

○藤井会長　今の事務局の説明が全てなんですけれども、それも含めて何かご意見があればお願いします。御意見でも質問でも構いません。どうぞ。

○6番　6番の倉重です。私のところも太陽光発電を設置されたところはいろいろ問題を起こしてありますが、例えば、これは自治会のほうはどのような意見ですか。

○12番　この件に関してみんなを集めて話をしたわけじゃないんで、意見がまとまっているということじゃないんですけど、人によります。それはやっぱり困るという人も、こういうのがどんどん無秩序に虫食い状態でできていくと困るという意見も当然ありますし、もうどうしようもない、作ってくれる人もおらんにやどうしようもないんじゃないかという人もいらっしゃいます。

ただ、この反対されているのが、隣の農地の持ち主が———なんで、それが、一応、———が言われれば———の意見に近いかと。でも、そういう気持ちの方も、日頃はこの方と意見が食い違う場面が多いんですけど、今回に関しては気持ちは一緒だと思っております。

○6番　分かりました。ありがとうございました。

○藤井会長　よろしいですか。ほかに御意見はございませんか。

もう一度確認しますが、今の流れですと、1か月待って、それでも改良区のほうから返答がなければ、その状況の報告を受けて、ここにかかったら現状の流れでは許可せざるを得ない状況になるんですけど、どうなんでしょう。

○12番　営農に支障があると農業委員さんたちが認めれば、止めることもできんことはないですよ。農業に支障があるかどうかが一番大事な、ここの農業委員会のポイントなんで、集団営農的にか、本当に影響があれば、あるかって客観的に見て分かればあれなんですけど、その理由をどうやって出してくれてかなというところなんですけど、今のところは、具体的な明確な回答はないんですけど、ただ、今までも地域であった声としては、やっぱり周辺温度が異常に上がるということもあったり、照り返しが作業をしようとしてもあったりして、本当はやってほしくなかったんだという担い手の声もほかの場所で実際にあったりしたので、全くないかと言ったら、ないことはないと思うんですけど。

○6番　もう一つ、農地に関してちょっと質問がある。このあたり、地図を見ると高台にあるような田んぼなんですけど、これは水はどこかため池か何かがあるんですか。それとも、山からの湧水を取水するとかいうやり方なんでしょうか。

というのは、こういうところ、大体昔から暗渠とかいうのがあって、それをみんなで共同管理しようと思うんだけど、そういう仕組みがどうなのかと思ったりもしよる。これをどうされるかちょっとわかりませんが、そういったのはどうでしょうか。

○12番 実は、この辺は僕は作っていないくて、水がどう流れよるかは、どこから取りよるかはちょっと分からないんですけど、ため池とかは地域にないです。

ただ、水路の管理は地域みんなが年に2回ほど、今、コロナ禍でできんこともあるんですけど、基本的には年に2回ほど、春と秋に一斉清掃で泥上げとかはやっています。

○6番 ですから、この太陽光発電ができることによって、そういった仕組みが一部崩れるとか、そういうことがあってはならないですよ。ちょっとそれは分かりませんが。その辺の皆さんの御意見はどうなのかとは思いますが。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。

今、石田委員がおっしゃったように、明らかに周辺農地の影響があれば、それはそれで別に議論をしなくちゃいけないんですけども、今回の件で一番問題なのは、水利関係の同意書がないということです。ただ、水利関係の同意書に関しては1か月待って状況を見れば、それなしでも審議の対象になるということだけは御理解いただいて、来月改めて出てきますので、そこでほかのことについては議論をいただかなくちゃいけないと思うんですけども。

今まで周辺農地の影響をどう見るかから、周辺農地の影響があるからというんで断った事例はないので、それのところも十分頭に入れて来月審議をしてほしいと思いますので、今回はこれで保留という形をさせていただきたいと思いますが、ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 来月、改めて状況を確定してからまた審議をいただくということにしたいと思います。ということで、2番は保留にさせていただきます。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。3と4、一緒にさせていただいてよろしいでしょうか。

○藤井会長 5は別がいいですか。同じ譲受人やけど。そこがよければ3つ。

○1番 一緒にさせてください。

○藤井会長 3、4、5番、一括上程させていただきます。

○1番 5番はちょっと違います。5番、石川さん。

○藤井会長 3、4を一緒にする意味というのが譲受人が一緒だからでしょう。

○1番 そうです。

○藤井会長 5番も一緒じゃないんですか。

○1番 場所がちょっと、牟礼のほうになります。ごめんなさい。

○藤井会長 別がいいのね。3、4、お願いします。

○1番 すみません。議案第46号の3と4は、——と——の農地を——さんが

譲り受けて、太陽光発電を設置するために転用したいという申請でございます。

現地確認を9月10日9時から、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。——と——に9月10日に電話でお聞きし、——には当日本人にお会いし、——には12日に電話でお話をいたしましたので、調査報告をいたします。

現地は、議案第46号の3は23ページ、24ページを御覧ください。

——地区で旧2号線の北側でございます。

また、議案46号の4は29ページ、30ページを御覧ください。

江泊山の——で、——の田でございます。

——は、若い頃は——の各いろんな行事がございましたけど、——とか、そういうふうなときにも——、今は——と高齢になられました。——は——、——。草刈りなどの保全管理をしていらっしやいましたけど、もうやりきれなくなったということです。

また、——は——ですが、電話できちんと応答され、——で今まで稲作をしてきましたが、——、耕作する後継者がいないということで、やめることを決心されたそうです。

太陽光の話は——のほうからあり、決心されたということです。

——には、フェンス、看板とか、当たり前ですけど、事業計画書にのっとり、きちっと設置されるようお願いしました。また、——にも、——からフェンス、看板、吹けば飛ぶようなフェンスはいけませんということで、きちんとしたフェンスもやってください、それから、近隣の水路の清掃関係、そして、地元の方への挨拶とか、と言いますのも、——は聞いていなかったというお話でしたので、これはまずいということで、説明等もきちんとしてもらえるように会社のほうにも伝えてくださいとお願いしました。

両方の案件とも2種農地で、いずれの法令にも該当しない農地であり、やむを得ないことかと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 石田です。——は聞いておられなかったということで、あの辺で一生懸命頑張っておられるんですけど、お見かけしたりするんですけど、そのあと、ちゃんと行かれたんですか。お願いはしていかない業者もいるんです。悪質な。分かりましたと言って、私も前の件で、朝になってもまだ行っていないくて、当日やっと、審議できませんと言ってやっと行かれた業者とかもあったんですけど、行かれたんでしょうか。

○1番 ——とパトロールのときにお会いしまして、それで、その前に調査に行って、田んぼのそば

にいらっしゃったので会っていたんです。その後、——が調べられたら、隣の田んぼの方にはお話があったそうです。

———ですか、あの方も私も地元だからきちんとこういうことはしておかないと、私がここに住めなくなるということで、きちんと相手のほうにも言うておきますというお話でしたから、また行かれたか、行かれないか、——、すぐに言われると思いますので、もし行っていられなかったら私のほうから言いたいと思います。

○12番 ありがとうございます。

先ほどの件でもあったんですけど、特にこうやって周りにないところに最初にできる場合、やっぱり地域への理解というのが必要だろうと思うんです。先ほどのもそうなんです。周りにない中で最初の1個ができてしまえば、例えば、さっき佐野地区の担い手さんから、下でちょっと出会って言われたんですけど、作りよところの周りが全部太陽光になってしまったと。話があったけど、今、そういう状態になったら農業をやろうにもできんのじゃと。将来的にもええことにならんということで、もう売ってもええもんかねってさっき下で聞かれたんで、それは周りが皆そうになってしまえばしょうがないですってなるんですけど、せっかく本気でやろうと思っている人でも、周りから攻められてきたら辞めざるを得ん状況に追い込まれる、その状況を農業委員会が許可して認めているという、どうも個人的にはおかしい話だと、やっぱりルールをちゃんと作らんにゃいけないと思っております。

その辺も踏まえて、周りの人の感触がどうやったかと思って。ありがとうございます。

○1番 私も気になったんです。ちょっとメモ書きはしとるんですけど、ちゃんと耕作されている地域で、こうして太陽光にポツンとなると、あとが続くんじゃないかと。これも——とお話したんですけど、よくよく聞きますと、稲を作っていられ隣の田んぼとか、その隣とかも、もう御本人が作っていられないんです。よその方に頼まれて作っていられちゃって。頼まれている方が高齢になると引き受けられなくなるというか、だから、本当に目に見えてそうなるのかと、ちょっと懸念してます。その辺は本当に心配です。1つできると、バラバラとできるんじゃないかという思いがちょっとしています。それを止めるっていうことは、どうなんでしょう。

○藤井会長 何か御意見はございませんか。

この件は、前々から皆さん条例を作るように動けというような話、なんですけれども、この前も市議会で議員さんのほうからお尋ねがあったみたいですが、現状としては、市として条例を作るような動きがないという返答だったようですが、改めてこういったことがあれば、どこかで何らかの縛りは必要じゃないかという意見もありますし、農業委員会が条例制定に動くわけにはいきませんので、市議会のほうからそういう動きがあるということも聞いていますので、議員さんと連携して、議員さんのほうからそういった条例制定の動きが盛り上がるように協力していければ

というふうに思っていますので、それは今度のときに議長にもお願いするつもりでおります。

- 12番 逆にあれなんですけど、しっかりと条例を作れと、議会提案で作れって明確に書いていたほうがいいと思いますんで、そのような書きぶりで、ぜひお願い、皆さんできたらと思います。よろしくお願いいたします。

- 藤井会長 そういうような形で動きたいと思います。それは置いておいて、この件に関しまして何か意見がありましたらお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 では、池田委員さん、その後の状況をしっかり確認して、周りの同意を得られるように業者さんにもお願いします。

ほかに御意見がないようですので、採決に入ります。

3番、4番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、4番、承認いたします。

続きまして、5番、6番、名前は違いますが同じ業者ですね。一緒にいいですか。5、6、一括上程したいと思いますので、よろしくお願いします。

- 2番 2番、石川です。では、5番、6番と一緒に説明をさせていただきます。

議案第46号の5と6ですが、5については、——の農地を——が譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいという申請です。それから、6については、——さんの農地を——が譲り受けて、同じく太陽光施設を建設したいという申請です。

現地確認を9月10日、中山委員さんと事務局と一緒に行いました。それから、それぞれの会社への聞き取りですが9月14日に行いました。その結果について報告をいたします。

まず、5のほうですが、現地は農業大学校から南西のほうへ300m程度行った牟礼上坂本にあります。資料は35ページからですが、36ページを見ていただいたらよくわかると思うんですが、農業大学校のすぐ、網かけがされている部分が農業大学校が関係している農地ですので、すぐ近くの農地ということになります。

譲渡人の——さんですが、ずっと農業を頑張ってこられていたんですが、高齢になり、農業を縮小しようとして今考えていますということです。去年ぐらいにちょっと、保全会との話で相談に来られたことがあるんですが、どうにか預かってくれる人がいないかとか探しておられたようですが見つからないということで、おまけに、今、ここは——という水系であるんですが、去年から工事中で2年間作付ができない状況で、今、休んでいらっしゃいます。大体こういうのがあると、作付できんですが、来年からについては、この状態、20aについては作付する予定ですが、縮小していきたいということでした。今回は会社のほうから誘いがあって、話に乗ったということで

す。

それから、6のほうについては、資料は41ページからですが、———の農地を、こちらは———が譲り受け、太陽光発電をとということなんです、やはり——も高齢で、耕作はずっとしていないということで、該当の農地については25年以上草の管理のために耕すだけになっていたの、今回、話があったので譲ることにしましたということです。

会社名が2つ出てきまして、電話をしたら、出られた会社は———が会社です。この2つの会社、住所も一緒、実は担当者も一緒だったんですが、どうということなんですかといったところ、———の子会社で、今までは———は工事だけを請け負ってやってきましたということで、防府市内にまだ施設を持っていないです。ただ、現在計画中というのが上のほうである分を指して言われたと思うんですが、計画中のところがあって、そのところについては、今後、この子会社が持っていくということです。

もうちょっとどうということなんですかという話を聞いたら、電気の売り方が違うんですということ、国の売電事業に乗らない電気の売り方をされるんじゃないかというふうに聞いたんですが、それ以上、あまり詳しく聞くのも、こちらにも知識がないので、その辺までにしたんですが、そういうふうに子会社だそうです。農地を見て歩いて、荒れているところ、それから、作っていないところに声をかけていますということで、はっきり会社のほうから声をかけましたということでおっしゃってられました。

近隣の説明については、ほとんどはしたんですがお留守のところがありましたということで、広島から出かけて行って説明をしているので、近日中にまた行く予定にしていますので、何回か行っても必ず説明はしますということです。

着工等についても、年内には着工したいという話です。

それから、草の管理ですが、年2回、6月と9月、定期的に行いますということです。

5のほうは特に防草シート等は張らないんですが、6のほうについては、一部防草シートを張る予定にしていますということです。

それから、横に広めな農道があるのと水路がありますので、必ず清掃と管理をしてくださいというふうにお願いしたところ、どうも今まで工事ばかり請け負ってきた関係で、そういう話を知らなかったようでえっという雰囲気だったんですが、いろいろ話をして、そういう管理というのは昔から農地についているものですよという話をして、農地を取得されるということは、そこまでの義務も一緒についていくんですよという話をしたら、それは社内できっちり伝えて、年2回の清掃のときに対応をしますという返事をいただきました。

今、この地域、ここは2種農地なんです、35ページの資料で、真ん中に道が通っているんですが、左側は1種農地、右側のほうが2種農地ということで、地権者が保持をしていくことができ

ないというふうにおっしゃっているんで、先ほども言いましたように、農業大学校に近くていい農地なんだがという思いはしたんですが、やむを得ないかという思い、地元委員としてはそういう思いです。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○**12番** 確か、ここは全体で2町以上まとまった農地があったと思うんです。そこで初めてのまたケースなんです。この地元の方というのが、みんな、知と技の拠点が今作られよる中で、当然使ってもらえるんやろうと、ここらの農地は使ってもらえるんじゃないかって持っておられたんですけど、ものの見事に裏切られ、大道に行くいうんで、あとは困っておられて、どうすればええんかみたいな話で、結局太陽光に売られることを決断された。——は私の知り合いなんですけど、非常に残念だと思っているんですけど。

しかし、農大の入り口が、多分これから太陽光に埋め尽くされていくんだと思うんです。道の両側が。何とも不格好だと個人的に思います。

あと、この会社をどうこう言うわけじゃないんですけど、やり方としては、地元の会社を買われるケースが多くて、結局転売目的で買われたりもするんですけど、地元でいろんな方の御意見を今回聞く中で、計画倒産すること十分できると。そのあと、もう知りませんと、債権者は海外にいますとか、どうしようもなくなることがかなりあるんです。そういうことも含めて、国が全責任を負ってしっかりと管理してくれりゃええんですけど、結局は地元にそういうしわ寄せが全部来んだろうと思っております。全然やることはできると思います。今のグローバル社会なんで、いくらでもそういうことは可能だという話を、地元でちょっと指摘を受けたんで、そのとおりでろうと思ったんで、一応、お話しします。

○**藤井会長** ほかに御意見はございませんか。

今、売り先が違うんだというお話がありまして、国を通さないと。これ、新F I T、国の売電事業にのっからない事業があるんです。ということは、経産省の認可が必要でない事業ということで。だから、経産省の許可の縛りが無いという事業が最近増えてきております。その辺について、ちょっと事務局、知ってる限り説明して。

○**事務局** 石川委員が説明されたとおり、今回の——の方法としては、地域や今まで国に対して、国の制度を通して、経済産業省を通して売電価格が決まっていた状況で、その価格に準じて売電価格を受けていた状況ではあります。もちろん、それが今、どんどん下がっていると。金額も下がっていてあまり利益も上がっていない状況の中で、新たなビジネス形態として、いわゆる電力の自由化、電力を自由に売買しているという制度に充てはめる中で、今回、——の子会社が電気を作って、親会社の——に電気を売る。その——が、いわゆる太陽光でできた電気を自由に商品

化してどこかに売る。一番有名なのが、携帯電話会社が電気を、中国電力とかを通さずに作った電気をセット価格として売る。その電気を使えば商品が安くなるとか、そういったサービスの形態の一環が今後出てくるというお話です。

ただ、先ほどの経済産業省の話なんですけど、今まで、フェンスの設置義務が、いわゆる経済産業省を通していたからフェンスの設置をしなかった場合、例えば売電をさせないとかということができたんですけれども、これは経済産業省を通していないので、直接、ちょっと経済産業省に聞いてみたら縛りはないと。例えば、大げさな話をすると、フェンスを設置しなくても誰も縛る人はいなくなるというお話でした。ただし、経済産業省の人いわく、すごい安いから、これができるのは相当大きい会社、これからずっとその電気を商品化していく大きい会社じゃないとできないので、あまりめちゃくちゃなところは少ないんじゃないかと。あと、フェンスの設置をしていなかったら、当然、事故が起きたときは、単純にその会社の責任、裁判とかになるので、それに関してはちょっと動向を見ていきたいと言われておりました。

今回の—————に関しても、最初からフェンスは、自分は設置するということはおっしゃられていたので、そういった状況も中ではありますので、ちょっとまだ、どういう流れになるのかというのを見ている状況です。こういったビジネスが新しくできているということです。

○12番 分かりました。大問題ですね。

グリーンエネルギーとか、政府も基本はヨーロッパの真似をしてやっているだけなんですけど、要は特別目標が低かったから高く、ちょっと世界に出るときに恥ずかしいからということでやっただけお話なんですけど、とんでもない話だと思いながら、とにかく規制緩和で、電力の主張も含めて逡巡的なことをやり続けてきた結果、これだけデフレが続いて大変なことになっているのに、ぐちゃぐちゃに地域もなっているのに、何でこれが分からないかと、—————と国のやることは思うんですけど、本当にこれからもっと今まで以上に大変になってくるだろうなと。

—————そう
いうのが当たり前として通ってきた世の中が、この30年ぐらいでぐちゃぐちゃにしてしまうた
ちゅうことなんじゃろうと思うたら、注意して、地域からもしっかりと声を上げてきましょう。

○藤井会長 今、事務局から説明がありましたけど、新FIT、国の買取制度にのっからない申請が、山口県内でも下関に大分出てきていますので、前県に広がっている感じです。

今言いましたように、フェンスの設置の義務がないとか、経産省のガイドラインにのっとる必要がないというわけですので、さっきの話に戻りますけど、余計、市として条例などではっきりさせていく必要があるんじゃないかというふうにも思いますので、その思いでやっていきたいと思いま

す。

ほかに何か御意見はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

5 番、6 番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5 番、6 番、承認いたします。

7 番は取り下げですね。

続きまして、議案第 47 号、48 号、一括上程させていただきます。事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の 5 ページに内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第 47 号につきましては、令和 3 年 8 月 26 日公告予定の利用権設定申請が 2 件提出されております。農地の集積面積は 4,177 m^2 でございます。内容といたしまして、使用貸借権設定が 2 件、新規 1 件、再設定 1 件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第 48 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書 6 ページに記載しておりますので御覧ください。

議案第 48 号につきましては、県で公告予定の利用権設定が 2 件になります。

内容としまして、議案第 48 号の番号 1 番から番号 2 番につきましては、前号の議案第 47 号の番号 1 番から番号 2 番までについて、公社から貸付けを行うものです。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。議案第 47 号、48 号、一括上程させていただきます。何か御意見があればお願いします。

地元委員さん、何か説明が必要と思われるれば発言をお願いします。

○7 番 2 号の——の事案ですけど、先ほど第 3 条のときにお話をしたんですが、田んぼの 983 m^2 と 84 m^2 がほったらかしになっておりまして、遊休農地も何とかせんにゃいけんのじゃないかということで、今年、緑判定をしようじゃないかという話を——にしましたわけです。そ

うしましたら、そんな土地になっちゃったかというような全く知らなくて、人に貸しとるんで、そんなことはわしは知らんという話だったんですが、そういう話から、——がたまたま貸してもらえんじやろうかというふうに——のところに行かれたということで、話が一気に進んでいって、何とか話がまとまった事案でございます。

——につきましては、去年まで大麦を作っておられたそうです。本人の話によれば5町ぐらい大麦を作っておったけども、JAさんからは大麦は引き取らんと、今度は小麦にしてくれと。要するに来年からですけれども。というような話が出て、御存じのように大麦は5月に収穫ができるんで、稲作ができるわけです。ところが、小麦に変えると6月から7月の初めにかかっている収穫で稲が作れない、米が作れんということで、3町ほど何とかしてくれと、こういう話が出てきたわけです。——が住んでおられる周辺で、私が担当する地域では難しいだろうというふうに思っていたんですが、最初の事案が、たまたま、これも月例総会で出ましたが、相続で——という方が、旦那が亡くなって相続を受けられたんですが、——と住んでおられたんですけども百姓はしないと、保全管理はするということだったんですが、たまたま残っている田んぼが道がなかったんです。機械が入らんということで困っておられたんですけども、ちょっと——、かなり——、とてもおばあさんのほうから——に話ができないというようなことで、農業委員会のほうに申し入れがありまして、何とかしてくれんかというようなことで処理した事案が最初でございます。あれが約3反ありました。それを——に持っていったらお礼を言っていましたけど、——。——にやっていることが——ことがあったようです。だけど、そういうことは抜きにしても、とにかく3町ほしいというのが——の頭にありましたもんですから受けようというようなことから、遊休農地を、またほかの田んぼを、これは牟礼のほうにいらっしゃる方でしたけども、これが1反少々ありましたけど、これも話がいきましたら、たまたま去年までほかの人が水稻をここで作っておられたんですけども、高齢でやめたという田んぼがありまして、そこを——のほうから何とかしてくれと、どこに住んでいる人か知らんというような話でしたんで、農業委員会のほうに調べてもらったら牟礼のほうにいらっしゃるということで、行って話をまとめた事案が1件あります。

この事案は3件目で、——にすりゃ、わずかな土地でありますけど5反少々、何とか麦を作る田んぼが確保できたと。また、あちこち当たってみようというふうには思っています。

以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見はございませんか。

——のところは、——が帰ってきて手伝いはしてくれよるんですか。

○7番 手伝いはすると。

また、——をやっておられて、地元に戻ってきて商売が全く自信がないということです。
ただ、——もかなりの農地を買っているんです

。

○藤井会長 その辺も含めて相談に乗ってあげてください。

ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第４７号、４８号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第４７号、４８号、承認いたします。

続きまして、議案第４９号、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の７ページ、資料の５３ページからです。

議案第４９号非農地判定についてですが、今回提出された件数は２７筆で、全て大字田島にある農地です。

別途資料を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○６番 中関の倉重です。説明いたします。

議案第４９号の１、ページ数で言うと５４ページであります。これらの農地につきまして、非農地の是非をお伺いいたします。

対象地域は、位置につきましては、自治会は南山手自治会内で、南山手自治会館から上がったところになります。

ここは農振地域ではありますが、農用地地域ではありません。

調査は、令和３年の４月２８日に事務局の矢石係長さん、それから、木原委員さん、あと、推進委員で原田委員さん、井元推進委員さんと倉重の合計５名で回りました。

ポイントといたしましては、農地法の第２条の１項に規定する農地かどうかということで調査を行いました。基準は、その土地が森林の様相を呈しているかなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、もしくは、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合という観点から調査を行いました。

資料の説明をしまいたします。

まず、①、これは54ページの①とあります。①は、先ほど申しました基準に対しまして、まさに森林の様相を呈しております。しかも、道も、人間は歩けますがキャリーカーが通れるような道ではありません。したがって、物理的条件整備が著しく困難であろうかと思えます。

2番は59ページから御覧ください。これも竹が繁茂をしております、森林の様相を呈しております。とても復元できない状態ではないのかと思われます。

ちょっと飛ばしまして、3番につきましては、黄色いところは何とかなるかもしれませんが、赤いところ、これはちょっと森林の様相を呈しておるような状況です。道もおかしい。キャリーカー通れるはずもない。

④につきましても、森林の様相を呈しておるということでありまして、竹が繁茂して大変なことになっておるということでありまして、基準に適合すると思えます。

そういうことで、皆さん何かありましたら、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今後は非農地各地区で進めていっていただく上で、今回の最初のほうの案件になりますので、今後、判定していく上で参考になろうかと思えますので、御意見、質問を含めて何かあったら、今後の判定の参考になるようなものがあれば、ぜひ、質問をしていただければと思えますけれども、どうぞ。

○16番 16番、原田です。私も今回農地パトロールで今回こういうところがあったんですけれども、山林と言っても竹林に近いんですが、この状態になるまで、推定でいいんですけれども何年ぐらいだと思えますか。あるいは、逆に言えば、何年前まで畑あるいは田として使われていたのか。

今回、私も農地パトロールでずっと回って見たんですが、地権者の人に結構聞いてみたんです。いつ頃から放置したらこうなるのって。早いのは3年です。特に竹林だったら3年で人が入れなくなります。雑木だと3年では 아닙니다。10年以上たたないと。恐らくこれは竹林だからどのくらいかと思うんですけども、もし、回られたときに、例えばいつ頃まで畑を作っていたとか、そういう情報があったら教えてください。

○6番 申しわけない。私も農業委員になってから日が浅いものですから、何年たったらなるのかという御質問には、ちょっと答えに窮しております、これは私の推測であります、5年はたっておるんじゃないかと思っております。よろしいでしょうか。

○藤井会長 周りも竹がこういう状況でしたら、3年から5年たてばこういう状況になるちゅうことです。どんどん下に侵食していくちゅうことです。どうぞ。

○11番 先月、竹林であった場合、タケノコを掘っていれば農地であると、そういう解釈を言われたと思うんですけど、その辺の、ちょっと説明があれば。

○藤井会長 最後を書いて説明してあげて。

○事務局 先月、委員さんから御質問があった件ですけれども、タケノコが取れる竹林の農地としての取り扱いについてという議題があったかと思います。

農地法の第2条で農地の定義というのが定められておりまして、これによりますと、農地とは耕作の目的に供される土地をいうというふうに規定がされております。

先月の事例で言うと、周囲の浸食によって自然にそこが竹林になって、肥培管理は特にしていなくても、下草程度は刈りこんでタケノコを取っていると、そういったケースがあったと思うんですけれども、こういった場合は、特にタケノコを取るために植林をしたわけではなくて自然に荒廃して竹林となった、そういった場合であれば、耕作を目的とした土地とは言えないので農地ではない、非農地という判断をしても差し支えないというふうに結論が出ました。

○藤井会長 今の件で何か御意見はございませんか。

○事務局 前回の判例なんですけど、あれは戦後の農地解放のときに、持ち主のほうが畑として見られたら、当然、農地解放で国に取られてしまう。それで、いや、そうじゃない、あれは勝手に竹林になっていたんだということで裁判になった件なんですけど、そこについては、小作人のほうがちゃんと自分で竹も取ったりしているし、タケノコもちゃんと管理して毎年ちゃんと取っていたということで、最終的には判決としては農地だった案件で、そのときの農地解放の関係で農地、非農地の判定を争った件なんで、それ以降、特にこういう件で出たことはないです。だから、自然発生した竹林のところを基本的には農地としてあまり判定はしないのかというふうに、今、考えています。

○11番 例えば非農地申請を受けていろいろ、取扱い要領があります。規定が。あれとの関係、例えばこういう非農地が、農業委員会で非農地としてみなす、それは文言として、要領として、今はそういった説明があるわけですか。ただ写真と、現場の方を尊重するようになるけど、見方で変わるようであってはいけませんから、こういう形態は何か文言で取扱要領というのは、そういうのはできているんですか。

○事務局 特に文言で全国共通して示されているものはございません。

ですから、非農地を判断するときには、現況を見て、そこが植林とかをされていれば農地として、タケノコを取っていれば生きている農地として判断してもいいと思うんですけれども、わざわざ植林をしたわけではないところ、自然に山から侵食されて竹林になったというところの非農地判定ということになると、それは非農地としても差し支えないというふうなことは、県の農業会議のほうには確認はしております。

○藤井会長 文言はないけど現況で判断するということですね。

○11番 現況というのもいいんですけど、山の斜面で、もともと田んぼであって、昔は米を作った

り、畑だったと。今は作っていないからというんでは山ですよ。だから、そこを農地というか、非農地として、これは非農地でいいですと。非農地ということでやりますと逆に言えば、私どもが、地域の方に説明するとき、こういう制度があつて、これは農地、非農地だというふうなことで、何か統一的なことがあつたらと思つたんですけど。

市としての、防府市の今の見方といいますか、事務局の方も農業委員も変わったりするわけですが、誰が見てもこれは非農地が出ると。結局、それは農地です、非農地ですよって、そういうのはないんですね。ある程度、農業委員会にかけて決定すれば、非農地になる。

○事務局 判定が難しいところだと思うんですけども、一応、その事案のケースを挙げていただいて、今回みたいに写真で皆さんに諮っている。諮った上で、現況が竹林の状態で復旧が難しいという判断であれば非農地。ちょっと難しいケースとは思いますが。

○11番 分かりました。

○藤井会長 どうですか。今の事務局の意見。皆さんは。どうぞ。

○18番 18番の横木ですけど、判断基準ですよ。それがあれば、よりいいんじゃないかと思うんですけど、ここでみんながあとで写真を見て決めるというのであればそれはそれでいいんですけど、判断するのにどういったところ、竹林か農地かを判断する何か基準はあるべきじゃないんですか。できないですか、基準。それは見て判断するんですか。そしたら、人によって変わりますよね。

○事務局 人によって変わるのはまずいんですけども、言葉で言うと、マニュアルのとおりしか言葉では表せないんですが、結局、農地としてそれを使い続けることができる現況かどうか、そのところは人によって見方が大分違ってきますけれども、ちょっと言葉ではそのようにしか表現ができないですが。

○18番 分かりました。

③番のところで、今、黄色で判断されていますよね。基本的に農地は農地として考えの下でこういう状態もまだ農地ということでもいいですか。

○事務局 利用状況調査のとき、非農地の御説明をしたかと思うんですけど、そのときに、緑と黄色の判断基準のお示しをしたと思います。草を刈れば回復できる状態が緑なんですけれども、人の背丈以上の草が生えて木が立っている、そういった状態は黄色というふうに判定しようというふうに基準が、一応要領が設けられています。

○18番 そうしたら、③のところで、かたや赤、かたや黄色、それはゆくゆく、何年かしたら、先ほど言われた3年か5年か知りませんが、そのときになったら赤になるということによろしいんですか。

○事務局 そうです。

○18番 分かりました。いいです。

○藤井会長 何かありませんか。いいですか。

その件につきましては、苦肉の策というか、本来なら3番の黄色のところも一気に非農地にした
いんですけれども、なるべく、先ほどのように農地を守るという観点から、いずれはなるだろうけ
ど現時点ではちょっと様子を見ようかという形で防府市としては線引きさせてもらいましたので、
なるべく残す方向で現時点では判断していきたい。いずれ、二、三年後にはとんでもないことにな
るのは目に見えておるんですけれども、見切り発車は今回やめようということにしていますので。

この辺を文言でからお示しできれば一番いいんですけれども、これを見てから、どこがどう違
うんかと言われたら答えられないと思うんですけど、現状を見てもらうて、農地として残せる可能性
があるところは、今は触れないでおこうと、置いておこうというような方向ですので、そのとこ
ろはちょっと御理解をいただきたいと思います。

ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決にさせていただきます。

1番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、承認させていただきます。
す。————。よろしいですか。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、2番、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。これも非農地の是非をお願いいたします。

ページ数は69ページになります。

これは、場所は中浦になります。こちらは農振地域ではありません。農用地地域ではありません。
ん。

こちら調査は令和3年4月28日に矢石係長、木原委員、原田推進委員さん、井元推進委員さ
んと倉重の5名で回りました。

こちら基準としましては、先ほどと同じように、その土地が森林の様相を呈しているかなど、
農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、もしくは、その土地の周囲の状況から
みて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合という
基準で判断しました。

こちらは、実は道は車が通れる道があってそれに隣接しておるんですけど、この農地自体は竹が
繁茂してどうしようもないと。所有者が————という方なんですけど、こちら御高齢で、——の
ほうにお住まいで、地元に戻ってこれないと。帰ってこれないという証明が、実家のほうも荒

れ放題になっていると。要するに地元のほうに帰る気がないんじゃないかと思われても仕方がないような状態になっております。したがって、ほかの土地も実は荒れ放題なんですが、ここは特にひどいということです。道が通れるのは、これは本人が管理しておるのではなくて、地域の皆さんが善意で、ボランティアでのぞいた木を切っているので何とか通れるということで、その地所自体、森林の様相を呈しているということで、これは農地ではないんじゃないかという判定をしております。

皆さんの御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議いたします。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

議案は以上です。

報告事項が54番から60番までございます。目を通していただいて意見があればお願いいたします。

では、私のほうから1つ。毎回お尋ねするんですけど、16番の合意解約、西浦の件ですけども、これは、この後どういう状況になるのか、御存じだったら教えてください。地元委員さん、どうですか。報告事項57号ですけれども。

○11番 ——本人から、一応、田んぼをやめるというふうな方向づけで、どなたか作る人はいないかというあれを聞いているんですけども、そういう引き受ける人は、目いっぱいで行われているんで、なかなかやっただけの方が少ない状況です。

○藤井会長 今、どなたか作り手を探している状況ということですね。

○11番 そうです。

○藤井会長 これ、全部で何ぼあるんですか。割とまとまったところにある。

○11番 そうです。この周辺という感じです。だから、ある程度、周辺で作られている担い手さんないし、それにお願いじゃないけど、少しずつ分散していかないといけないというのは、ちょっと考えるんですけど。

だから、本人も高齢でなかなか作りづらいというか、自分の土地というか、そのみを耕作しようという意図みたいですよ。

○藤井会長 これ、地区外の担い手でも、新規就農者でもおれば一番いいんですけどね。こういうのは。まとまったのが普通にポコッと出てくることはあまりないんで。

○12番 やめられるんじゃないったら、道具とかもまとめてセットで譲ることができちゃ一番良い。そこまでできんでしょうから。

○藤井会長 ぜひ西浦地区だけの問題じゃなくて、そこだけで解決するんじゃないくて、よく担い手で耕作可能な方を探す必要があると思いますので、ぜひ皆さん方もちょっと心にとめておいていただいて、何か話があればぜひ見ていただければと思います。西浦の方でから、どなたか分散してでも担い手を、引き受け手を探すようにしていただければと思います。

○12番 今、農林水産振興課のほうにも、土地利用型の担い手が突然リタイアしてからじゃお手上げ状態になるんで、将来、そういう農機具とかも含めた形で引き継げる、引き継いでもええかどうか。譲り渡したほうがええとか、その辺の意向調査をしてくださいとは頼んでいますので、前の——のときもそうやったんですけど、道具も全部処分したあと、農地だけ残ってどねえかならんかって話があってもどうしようもないんで、道具もセットやったら、まだやっていようという人もおると思うんで、そこに数千万円かかるので、なかなか1からというのは難しいと思うので、ぜひ、地元の方で辞められる方とかいらっしゃったら、農機具だけは取っちゃってねと、そうじゃないとどうにもならないということで、よく言っていただけたらいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤井会長 その辺をよろしく願いします。

ほかに何か御意見はないですか。どうぞ。

○15番 15番、林です。ちょっとお恥ずかしい話をさせていただきたいんですけど、事務局のほうにお聞きしたいんですけど、先ほどから非農地判断をいたしましたよね。自分の農地、そのうち非農地判断で出てくると思うんですけど、私名義の、こういった状況もあるんですけど、非農地判断したときに、山地になるんですか。どうなるんですか。その結果がちょっと知りたくて質問させてもらったんですが。

○事務局 地目のことでしょうか。農家台帳上は山林とか、そういった形になります。登記地目は、登記所のほうで判断されます。

○15番 そうですか。ありがとうございました。

○藤井会長 税金の心配。

○15番 そうじゃないんですけど。

○藤井会長 山で済まされるか、雑種地になるかによっても違いますから。

○15番 畑や田んぼから山になるのか、その結果だけがちょっと聞きたくて。
山になる。

○事務局 農家台帳上は山林。

○15番 山林になるんですね。ありがとうございました。

○藤井会長 ほかに何か御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議を閉じたいと思います。

午後 3 時 4 0 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年 ９月１６日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員